

平成24年3月30日
号外第3号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（14・人事課）……………1
- 秋田県総合県税事務所の設置に伴う関係規則の整備に関する規則（15・税務課）……………15
- 秋田県公報発行規則の一部を改正する規則（16・広報広聴課）……………17
- 特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（17・地域活力創造課）……………18
- 地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則（18・公営企業課）……………23
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（19・建築住宅課）……………23

訓 令

- 単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（2・人事課）……………25
- 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（3・広報広聴課）……………25

公営企業管理規程

- 秋田県公営企業組織規程の一部を改正する規程（1・公営企業課）……………26
- 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程（2・公営企業課）……………27

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十四号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二款の三 公文書館（第十九条の四・第十九条の五）」を「第二款の三 総合県税事務所（第十九条の四
第二款の四 公文書館（第十九条の十一・第
「第四款 大阪事務所（第
第五款 名古屋事務所
第六款 福岡事務所（第
第六款の二 総合食品研
第六款の三 スポーツ科
第二十二条・第二十三条）
（第二十四条・第二十五条）
第二十六条・第二十七条） に、「第四十三款 農林水産技術センター（第二百五十五条―第二百
究センター（第二十八条―第三十条の二）
学センター（第三十条の三・第三十条の四）」
「第四十三款 農業試験場（第二百五十五条―第二百二十八条）
第四十三款の二 果樹試験場（第二百二十八条の二―第二百二十八条の五）
八条）」を 第四十三款の三 畜産試験場（第二百二十八条の六―第二百二十八条の九） に、
第四十三款の四 水産振興センター（第二百二十八条の十一―第二百二十八条の十三）
第四十三款の五 森林技術センター（第二百二十八条の十四―第二百二十八条の十七）」
ら第六十四款まで 削除
大阪事務所（第九十二条・第九十三条）
一 名古屋事務所（第九十三条の二・第九十三条の三） を「第四十九款から第六十六款まで 削除」に、「第
福岡事務所（第九十四条・第九十五条）」
二百一条」を「第二百二条」に改め、「第六十八款の二 総合食品研究センター（第二百二条―第二百二条の四）」
を削る。

第三条第一項の表総務部の項中「イメージアップ戦略推進室」を削り、同表企画振興部の項中「総合政策課」を「総合政策課」被災者受入支援室に、「地域活力創造課」を「地域活力創造課」活力ある農村集落づくり支援室に改め、「スポーツ振興課」を削り、同項の次に次のように加える。

| | | |
|-----------|---|------------|
| 観光文化スポーツ部 | 観光戦略課 観光振興課 秋田うまいもの販売課 交通政策課 文化振興課 スポーツ振興課 | イメージアップ推進室 |
|-----------|---|------------|

第三条第一項の表生活環境部の項中「県民文化政策課」を「県民生活課」に改め、「消費生活室」を削り、同表農林水産部の項中「農林政策課」を「農林政策課」に改め、「団体指導室」及び「流通販売課」を削り、同表産業労働部の項中「食品産業課」及び「観光課」を削り、同表建設交通部の項中「建設交通部」を「建設部」に、「建設交通政策課」を「建設政策課」に、「建設管理課」を「技術管理課」に改め、「技術管理室」を削る。

第三条の二を削る。

第五条第一項人事課の項第十四号中「子ども手当」を「児童手当」に改め、同条第一項税務課の項に次の一号を加える。

七 総合県税事務所に關すること。

第五条第一項広報広聴課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項総合防災課の項第三号中「り災者」を「被災者」に改め、「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同条第三項を削る。

第六条総合政策課の項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 本県に避難した被災者の援護に關すること。

第六条スポーツ振興課の項を削り、同条に次の二項を加える。

- 2 総合政策課被災者受入支援室は、総合政策課の所掌事務のうち第八号に掲げる事務を分掌する。
- 3 地域活力創造課活力ある農村集落づくり支援室は、地域活力創造課の所掌事務のうち第一号に掲げる事務(農村の集落の活性化に關する事務に限る。)を分掌する。

第六条の次に次の一条を加える。

(観光文化スポーツ部各課の所掌事務)

第六条の二 観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

観光戦略課

- 一 部内の主要施策の企画及び調整に關すること。
- 二 他の部局との事業執行上の調整に關すること。
- 三 観光に關する調査、企画及び調整に關すること。
- 四 イメージアップ戦略の推進に關すること。
- 五 食品産業、農業及び観光産業の連携による産業育成に關すること。
- 六 観光施設の整備に關すること。
- 七 総合保養地域の整備に關すること。
- 八 男鹿水族館に關すること。
- 九 県営観光レクリエーション施設に關すること。
- 十 ふるさと村に關すること。
- 十一 田沢湖スキー場に關すること。
- 十二 大阪事務所に關すること。
- 十三 名古屋事務所に關すること。
- 十四 福岡事務所に關すること。
- 十五 部の広報、広聴等に關する事務の処理に關すること。
- 十六 部内各課の連絡調整に關すること。

観光振興課

- 一 観光の宣伝に關すること。
- 二 外国人観光旅客の来訪促進に關すること。
- 三 観光事業者の育成及び指導に關すること。

四 観光資源の保存及び利用の促進に関すること。

五 旅行業に関すること。

六 通訳案内士に関すること。

秋田うまいもの販売課

一 食品産業の育成及び指導に関すること。

二 食品製造技術の開発及び移転に関すること。

三 農商工連携の促進に関すること。

四 県産品の販路拡大に関すること(他の所管に属するものを除く。)

五 総合食品研究センターに関すること。

交通政策課

一 交通に関する調査及び企画に関すること。

二 新幹線鉄道の建設促進並びに在来鉄道の高速化及び整備促進に関すること。

三 第三セクターが経営する鉄道に関すること。

四 地方バス対策に関すること。

五 航空路線の維持及び拡充に関すること。

文化振興課

一 芸術文化に関する施策の企画及び調整に関すること。

二 国民文化祭の開催に関すること。

三 著作権に関すること。

四 総合生活文化会館に関すること。

五 秋田県民会館に関すること。

スポーツ振興課

一 スポーツの振興に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。

二 スポーツを活用した地域振興に関すること。

三 競技水準の向上に関すること。

四 スポーツ科学センターに関すること。

五 県立体育館に関すること。

六 県立スケート場に関すること。

七 県立野球場に関すること。

八 運動広場に関すること。

九 県立総合プールに関すること。

十 県立総合射撃場に関すること。

十一 県立田沢湖スポーツセンターに関すること。

十二 県立武道館に関すること。

2 観光戦略課イメージアップ推進室は、観光戦略課の所掌事務のうち第四号に掲げる事務を分掌する。

第七条第一項健康推進課の項中第十七号を第十八号とし、第六号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 食育の推進に関すること。

第八条第一項県民文化政策課の項中「県民文化政策課」を「県民生活課」に改め、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号から第二十一号までを四号ずつ繰り上げ、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第九条第一項農林政策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十号中「次号に掲げるもの以外の」を削り、「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第十一号及び第十二号を削り、第十三号を第十号とし、第十四号から第十七号までを三号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十九号を第十五号とし、第二十号を第十六号とし、第二十一号を第十七号とし、同号の次に次に二号を加える。

十八 試験研究の推進に関すること。

十九 農作物等の品種登録制度に関すること。

第九条第一項農林政策課の項中第二十二号を削り、第二十三号を第二十号とし、第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、同項第二十四号中「農林水産技術センター」を「農業試験場」に改め、同号を同項第二十一号とし、同号の次に次の四号を加える。

二十二 果樹試験場に関すること。

二十三 畜産試験場に関すること。

二十四 水産振興センターに関すること。

二十五 森林技術センターに関すること。

第九条第一項農林政策課の項の次に次のように加える。

農業経済課

一 農林水産業に係る金融に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二 米の消費拡大に関すること。

三 米粉の利用に関すること。

四 農産物の流通及び販売対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

五 野菜、果樹及び花きの価格安定対策に関すること。

六 農産物の安全性の確保に関すること。

七 卸売市場に関すること。

八 地産地消の推進に関すること。

九 漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関すること。

十 農業協同組合、農事組合法人、水産業協同組合及び農業共済組合に関すること。

十一 農業倉庫業に関すること。

十二 森林組合の検査に関すること。

第九条第一項農山村振興課の項第十三号中「農地・水・環境保全向上対策」を「農地及び農業用水の保全管理」に改め、同条第一項流通販売課の項を削り、同条第一項園芸振興課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第一項林業木材産業課の項第二号を次のように改める。

二 造林その他の森林の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第九条第一項林業木材産業課の項第七号及び第八号を次のように改める。

七 森林種苗に関すること。

八 県営林に関すること。

第九条第一項森林整備課の項第一号中「造林、」、 「その他の森林の整備」及び「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同項第七号及び第八号を次のように改める。

七 森林計画に関すること。

八 入会林野等の整備に関すること。

第九条第一項森林整備課の項に次の二号を加える。

十六 林業労働力の確保の推進に関すること。

十七 林業団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第九条第二項を削る。

第十一条産業政策課の項中第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第十一号とし、第十五号を第十二号とし、同条食品産業課の項及び観光課の項を削る。

第十二条の見出しを「（建設部各課の所掌事務）」に改め、同条第一項中「建設交通部各課の所掌事務は」を「建設部各課の所掌事務は」に改め、同項建設交通政策課の項中「建設交通政策課」を「建設政策課」に改め、同項第六号から第十号までを次のように改める。

六 建設業の許可及び監督に関すること。

七 建設業の育成及び指導に関すること。

八 建設工事請負業者等の登録、格付及び指名に関すること。

九 建設工事等の入札及び契約制度に関すること。

十 基本測量の実施等の公示及び測量業者登録簿等の閲覧に関すること。

第十二条第一項建設交通政策課の項中第十二号を第二十四号とし、第十一号を第二十三号とし、第十号の次に次の十二号を加える。

十一 事業用地の取得、補償及び登記の指導に関すること。

十二 公共用地の取得に伴う損失補償の基準に関すること。

十三 国土交通省所管の国有財産の管理及び処分に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

十四 土地収用に関すること。

十五 収用委員会に関すること。

十六 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。

十七 土地対策の企画及び総合調整に関すること。

十八 土地取引の規制に関すること。

十九 土地利用規制の調整に関すること。

二十 公有地の拡大の推進に関すること。

二十一 不動産の鑑定評価に関すること。

二十二 秋田県土地開発公社に関すること。

第十二条第一項建設管理課の項を次のように改める。

技術管理課

一 公共工事(農林水産部各課又は建設部各課の所掌に属するものに限る。以下同じ。)に関する技術的な調整及び指導に関すること。

二 公共工事に関する職員の研修に関すること。

三 公共工事の設計積算に関すること。

四 公共工事の品質確保に関すること。

五 公共工事に関する情報化の推進に関すること。

六 公共工事の費用の縮減に関すること。

七 建設資材廃棄物の再資源化に関すること。

第十二条第一項建築住宅課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同条第二項を削る。

第十三条総務事務センターの項第四号中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

第十四条中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、同条の次に次の一号を加える。

十六 秋田県スポーツ推進審議会 観光文化スポーツ部スポーツ振興課

第十四条第二十三号中「秋田県障害者施策推進協議会」を「秋田県障害者施策推進審議会」に改め、同条第六十五号中「建設交通部建築住宅課」を「建設部建築住宅課」に改め、同条第六十六号とし、同条第六十四号中「建設交通部建築住宅課」を「建設部建築住宅課」に改め、同条第六十五号とし、同条第六十三号中「建設交通部港湾空港課」を「建設部港湾空港課」に改め、同条第六十四号とし、同条第六十二号中「建設交通部河川砂防課」を「建設部河川砂防課」に改め、同条第六十三号とし、同条第六十一号「建設交通部都市計画課」を「建設部都市計画課」に改め、同条第六十二号とし、同条第六十号中「建設交通部都市計画課」を「建設部都市計画課」に改め、同条第六十一号とし、同条第五十九号中「建設交通部都市計画課」を「建設部都市計画課」に改め、同条第六十号とし、同条第五十八号中「建設交通部都市計画課」を「建設部都市計画課」に改め、同条第五十九号とし、同条第五十七号中「建設交通部建設管理課」を「建設部建設政策課」に改め、同条第五十八号とし、同条第五十六号中「建設交通部建設管理課」を「建設部建設政策課」に改め、同条第五十七号とし、同条第五十五号中「建設部建設管理課」を「建設部建設政策課」に改め、同条第五十六号とし、同条第五十四号中「建設交通部建設管理課」を「建設部建設政策課」に改め、同条第五十五号とし、同条第五十三号中「建設交通部建設管理課」を「建設部建設政策課」に改め、同条第五十四号とし、同条中第五十二号を第五十三号とし、第四十九号から第五十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四十八号中「農林水産部流通販売課」を「農林水産部農業経済課」に改め、同条を同条第四十九号とし、同条第四十七号中「農林水産部農林政策課団体指導室」を「農林水産部農業経済課」に改め、同条を同条第四十八号とし、同条中第四十六号を四十七号とし、第三十九号から第四十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第三十八号中「生活環境部県民文化政策課消費生活室」を「生活環境部県民生活課」に改め、同条を同条第三十九号とし、同条第三十七号中「生活環境部県民文化政策課」を「生活環境部県民生活課」に改め、同条を同条第三十八号とし、同条第三十六号中「生活環境部県民文化政策課」を「生活環境部県民生活課」に改め、同条を同条第三十七号とし、同条第三十五号中「生活環境部県民文化政策課」を「生活環境部県民生活課」に改め、同条を同条第三十六号とし、同条中第三十四号を第三十五号とし、第二十六号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 秋田県障害児通所給付費等不服審査会 健康福祉部障害福祉課

第十五条中「自治研修所」を「自治研修所
総合県税事務所」に、「消防学校」を「消防学校」に、「農林水産技術
大阪事務所
名古屋事務所」及び「農林水産技術
福岡事務所
総合食品研究センター」

「農業試験場
果樹試験場
センター」を「畜産試験場」に改め、「大阪事務所」、「名古屋事務所」、「福岡事務所」及び「総合食品研究
水産振興センター
森林技術センター」

センター」を削る。

第十五条の二第一号中「地域振興」の下に「及び交通」を加え、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第五号中「及び交通体系の整備」を削り、同条を同条第四号とする。

第十五条の四第一項の表鹿角地域振興局総務企画部の項中「県税課」を削り、同表北秋田地域振興局県税部の項を削

り、同表山本地域振興局総務企画部の項中「県税課」を削り、同表秋田地域振興局県税部の項を削り、同表由利地域振興局総務企画部の項及び仙北地域振興局総務企画部の項中「県税課」を削り、同表平鹿地域振興局県税部の項を削り、同表雄勝地域振興局総務企画部の項中「県税課」を削り、同条第二項の表北秋田地域振興局県税部の項を削る。

第十五条の六第一項地域企画課の項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を削り、第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

- 十 県産品の販路拡大に関すること。
- 十一 交通に関すること。

第十五条の六第一項県税課の項を削り、同条第一項出納室の項に次の一号を加える。

- 五 公印の管守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第十五条の六第二項を削り、同条第三項中「第一項総務経理課の項第四号」を「前項総務経理課の項第四号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十五条の七を次のように改める。

第十五条の七 削除

第十五条の八第一項企画福祉課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中「前項企画福祉課の項第二十二号」を「前項企画福祉課の項第二十一号」に改める。

第十五条の十第一項企画調査課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第一項用地課の項第三号中「（他の所管に属するものを除く。）」を削り、同項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

第二章第三節第二款の三中第十九条の五を第十九条の十一とし、第十九条の四を第十九条の十一とし、同款を同節第二款の四とし、同節第二款の二の次に次の一款を加える。

第二款の三 総合県税事務所

（事務）

第十九条の四 総合県税事務所は、県税の賦課徴収に関する事務を行う機関とする。

（名称、位置及び所管区域）

第十九条の五 総合県税事務所の名称、位置及び所管区域は、秋田県行政機関設置条例（昭和四十三年秋田県条例第四十六号。以下「行政機関設置条例」という。）第二条第二項に定めるところによる。

（内部組織）

第十九条の六 総合県税事務所に次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部に同表の下欄に掲げる課を置く。

| | |
|-----|-------|
| 納税部 | 収納管理課 |
| | 納税第一課 |
| | 納税第二課 |
| 課税部 | 課税第一課 |
| | 課税第二課 |
| | 課税第三課 |
| | 課税第四課 |

（支所）

第十九条の七 総合県税事務所に、支所を置く。

2 支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|-----------------|----------------|
| 秋田県総合県税事務所鹿角支所 | 鹿角市花輪字六月田一番地 |
| 秋田県総合県税事務所北秋田支所 | 大館市片山町三丁目十四番五号 |

| | |
|----------------|-----------------|
| 秋田県総合県税事務所山本支所 | 能代市御指南町一番十号 |
| 秋田県総合県税事務所由利支所 | 由利本荘市水林三百六十六番地 |
| 秋田県総合県税事務所仙北支所 | 大仙市大曲上栄町十三番六十二号 |
| 秋田県総合県税事務所平鹿支所 | 横手市旭川一丁目三番四十一号 |
| 秋田県総合県税事務所雄勝支所 | 湯沢市千石町二丁目一番十号 |

(総合県税事務所納税部各課の所掌事務)

第十九条の八 総合県税事務所納税部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

収納管理課

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 県税に係る徴収金の管理に関する事。
- 四 県税に係る徴収金の過誤納還付及び充当に関する事。
- 五 県税に係る諸報告及び決算に関する事。
- 六 前三号に掲げるもののほか、県税に関する事。

納税第一課及び納税第二課

- 一 県税の徴収に関する事。
- 二 県税に係る税外取入金の徴収に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、県税に関する事。

(総合県税事務所課税部各課の所掌事務)

第十九条の九 総合県税事務所課税部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県税の賦課に関する事。
- 二 県税に係る税外取入金の賦課に関する事。
- 三 県税の犯則取締りに関する事。

(総合県税事務所各支所の所掌事務)

第十九条の十 総合県税事務所各支所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 公印の管守に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- 三 県税の徴収に関する事。
- 四 県税に係る税外取入金の徴収に関する事。
- 五 前二号に掲げるもののほか、県税に関する事。

第二章第三節第四款から第六款までを次のように改める。

第四款 大阪事務所

(事務)

第二十二條 大阪事務所は、県産品のあつせん及び観光の紹介並びに企業誘致に関する調査及び連絡を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二十三條 大阪事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|----------------|
| 秋田県大阪事務所 | 大阪市北区梅田一丁目三番一号 |

第五款 名古屋事務所

(事務)

第二十四條 名古屋事務所は、県産品のあつせん及び観光の紹介並びに企業誘致に関する調査及び連絡を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二十五条 名古屋事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|-----------|----------------|
| 秋田県名古屋事務所 | 名古屋市中区栄四丁目一番一号 |

第六款 福岡事務所

(事務)

第二十六条 福岡事務所は、県産品のあつせん及び観光の紹介を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二十七条 福岡事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|----------|-------------------|
| 秋田県福岡事務所 | 福岡市中央区天神二丁目八番三十四号 |

第二章第三節第六款の次に次の二款を加える。

第六款の二 総合食品研究センター

(事務)

第二十八条 総合食品研究センターは、食品加工業及び酒類製造業の振興を図り、並びにこれらの振興のための基盤となる技術の発展に資するため、次の事務を行う機関とする。

- 一 食品加工業及び酒類製造業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。
- 二 食品加工業及び酒類製造業に関する技術の研究開発及びその成果の普及に関すること。
- 三 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。

(名称及び位置)

第二十九条 総合食品研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|---------------|-------------------|
| 秋田県総合食品研究センター | 秋田市新屋町字砂奴寄四番地の二十六 |

(内部組織)

第三十条 総合食品研究センターに、企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

(所掌事務)

第三十条の二 総合食品研究センターの企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理室

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること。
- 四 第二十八条各号に掲げる事務の企画及び総合調整に関すること。
- 五 研究開発の評価に関すること。
- 六 特許等に関する情報の提供に関すること。
- 七 食品加工研究所及び醸造試験場との連絡調整に関すること。
- 八 食品加工研究所及び醸造試験場の所管に属しない事務に関すること。

食品加工研究所

- 一 農水産物等の食品の加工に関する技術の研究開発に関すること。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。
- 三 農水産物等の食品の加工に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。

醸造試験場

- 一 酒類の製造及び生物機能に関する技術の研究開発に関すること。
- 二 民間企業等による前号の研究開発等に対する支援に関すること。
- 三 酒類の製造及び生物機能に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。

第六款の三 スポーツ科学センター

(事務)

第三十条の三 スポーツ科学センターは、次の事務を行う機関とする。

- 一 スポーツの指導者の養成及びスポーツに関する研修に関すること。
- 二 スポーツに関する医学研究に関すること。
- 三 社会体育又はスポーツ若しくはレクリエーションに関する団体に対する指導及び助言に関すること。

(名称及び位置)

第三十条の四 スポーツ科学センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|---------------|---|---------------|---|
| 秋田県スポーツ科学センター | | 秋田市八橋運動公園二番五号 | |

第三十二条中「秋田県行政機関設置条例(昭和三十九年秋田県条例第四十六号。以下「行政機関設置条例」という。)第二条」を「行政機関設置条例第三条」に、「行政機関設置条例第二条」を「行政機関設置条例第三条」に改める。

第三十六条第二項中「第四条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第六十条中「第三条」を「第四条」に改める。

第七十一条から第九十一条の三までを次のように改める。

第七十一条から第九十一条まで 削除

第四百四条中「第五条第二項」を「第六条第二項」に改める。

第四百六条中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

第二章第三節第四十三款を次のように改める。

第四十三款 農業試験場

(事務)

第二百五条 農業試験場は、農業の振興及び農業経営の改善を図るため、農業に関する試験研究及び研究成果の普及を行う機関とする。

(名称及び位置)

第二百五条 農業試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|----------|---|--------------------|---|
| 秋田県農業試験場 | | 秋田市雄和相川字源八沢三十四番地の一 | |

(内部組織)

第二百二十七条 農業試験場に、次の室及び部を置く。

総務管理室

企画経営室

作物部

原種生産部

野菜・花き部

生産環境部

(所掌事務)

第二百二十八条 農業試験場各室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務管理室

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)
- 四 農業試験場の企画経営室及び各部の所管に属しない事務に関すること。

企画経営室

- 一 研究の企画及び広報に関すること。
- 二 研究資料の管理に関すること。
- 三 研修に関すること。

- 四 農業経営の改善に関する調査及び研究に関すること。
- 五 農畜産物の流通及び販売に関する調査及び研究に関すること。
- 六 試験研究の評価に関すること。
- 七 知的財産に関すること。
- 八 農業試験場の総務管理室及び各部との連絡調整に関すること。

作物部

- 一 水稻及び畑作物の品種改良に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 水稻及び畑作物の栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

原種生産部

水稻及び畑作物の原原種及び原種の生産に関すること。

野菜・花き部

- 一 野菜及び花きの品種改良に関する調査及び試験研究に関すること。
- 二 野菜及び花きの栽培方法に関する調査及び試験研究に関すること。
- 三 野菜及び花きの種苗の増殖に関すること。

生産環境部

- 一 水田及び畑の環境保全、土壌及び施肥に関する調査及び試験研究に関すること。
- 二 病害虫の生態及び防除並びに農薬の残留に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 三 農業用の機械及び施設並びに農作業の機械化に関する試験研究に関すること。

第二章第三節第四十二款の次に次の四款を加える。

第四十三款の二 果樹試験場

（事務）

第二十八條の二 果樹試験場は、果樹の生産の増大及び果樹経営の改善を図るため、果樹に関する試験研究及び研究成果の普及を行う機関とする。

（名称及び位置）

第二十八條の三 果樹試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|-----|-------|-------------------|---|
| 秋田県 | 果樹試験場 | 横手市平鹿町醍醐字街道下六十五番地 | |

（内部組織）

第二十八條の四 果樹試験場に、次の室及び部を置く。

総務企画室

リング部

特産果樹部

（所掌事務）

第二十八條の五 果樹試験場の総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関すること。
- 三 公有財産の管理に関すること。
- 四 試験研究の評価に関すること。
- 五 果樹試験場各部との連絡調整に関すること。
- 六 果樹試験場各部の所管に属しない事務に関すること。

リング部

- 一 りんごの品種改良に関する調査及び試験研究に関すること。
- 二 りんごの栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関すること。
- 三 りんごの栽培における病害虫の防除に関する調査及び試験研究に関すること。

特産果樹部

- 一 果樹の品種改良に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- 二 果樹の栽培方法の改善に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

三 果樹の栽培における病害虫の防除に関する調査及び試験研究に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第四十三款の三 畜産試験場

（事務）

第二十八条の六 畜産試験場は、家畜及び家きんの改良及び繁殖並びに畜産経営の改善を図るため、畜産に関する試験研究及び研究成果の普及を行う機関とする。

（名称及び位置）

第二十八条の七 畜産試験場の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|----------|---|--------------------|---|
| 秋田県畜産試験場 | | 大仙市神宮寺字海草沼谷地十二番地の三 | |

（内部組織）

第二十八条の八 畜産試験場に、次の室及び部を置く。

- 総務企画室
- 飼料・家畜研究部
- 比内地鶏研究部

（所掌事務）

第二十八条の九 畜産試験場の総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事。
- 三 公有財産の管理に関する事。
- 四 試験研究の評価に関する事。
- 五 畜産試験場各部との連絡調整に関する事。
- 六 畜産試験場各部の所管に属しない事務に関する事。

飼料・家畜研究部

- 一 肉牛、乳牛及び豚の育種及び飼養に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 飼料作物及び飼料に係る草地に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 家畜の胚移植の技術に関する調査及び試験研究に関する事。
- 四 畜産経営に係る環境保全に関する調査及び試験研究に関する事。

比内地鶏研究部

- 一 比内鶏及びロードアイランドレッド種の育種に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 比内地鶏の飼養に関する調査及び試験研究に関する事。
- 三 比内鶏及びロードアイランドレッド種の生産等に関する事。

第四十三款の四 水産振興センター

（事務）

第二十八条の十 水産振興センターは、水産業の振興を図るため、水産に関する調査及び試験研究並びに研究成果の普及を行う機関とする。

（名称及び位置）

第二十八条の十一 水産振興センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 | 称 | 位 | 置 |
|-------------|---|-------------------|---|
| 秋田県水産振興センター | | 男鹿市船川港台島字鶴ノ崎八番地の四 | |

（内部組織）

第二十八条の十二 水産振興センターに、次の室及び部を置く。

- 総務企画室
- 資源部
- 増殖部

（所掌事務）

第三十八條の十三 水産振興センターの総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事。
- 三 公有財産の管理に関する事。
- 四 試験研究の評価に関する事。
- 五 水産振興センター各部との連絡調整に関する事。
- 六 水産振興センター各部の所管に属しない事務に関する事。

資源部

- 一 海面及び内水面の生物資源に関する調査及び試験研究に関する事（増殖部の所管に属するものを除く。）。
- 二 海面及び内水面の環境保全に係る調査及び試験研究に関する事。

増殖部

- 一 海面及び内水面の生物資源の増殖及び養殖に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 水産種苗の生産等に関する調査及び試験研究に関する事。

第四十三條の五 森林技術センター

(事務)

第三十八條の十四 森林技術センターは、森林の有する公益的機能の維持増進及び林業の振興を図るため、森林に関する調査及び試験研究並びに研究成果の普及を行う機関とする。

(名称及び位置)

第三十八條の十五 森林技術センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|-------------|---------------------|
| 秋田県森林技術センター | 秋田市河辺戸島字井戸尻台四十七番地の二 |

(内部組織)

第三十八條の十六 森林技術センターに、次の室及び部を置く。

総務企画室

森林環境部

資源利用部

(所掌事務)

第三十八條の十七 森林技術センターの総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室

- 一 公印の管守に関する事。
- 二 人事、給与、文書及び財務に関する事。
- 三 公有財産の管理に関する事。
- 四 試験研究の評価に関する事。
- 五 森林技術センター各部との連絡調整に関する事。
- 六 森林技術センター各部の所管に属しない事務に関する事。

森林環境部

- 一 森林の公益的機能の維持及び増進に関する調査及び試験研究に関する事。
- 二 林業経営の改善及び安定に関する調査及び試験研究に関する事。

資源利用部

- 一 森林資源の利用に関する調査及び研究に関する事。
- 二 材木の育種に関する調査及び研究に関する事。

第三百十條中「第七條第一項」を「第八條第一項」に改める。

第四百十六條中「第八條」を「第九條」に改める。

第二章第三節第四十九款から第六十六款までを次のように改める。

第四十九款及び第六十六款 削除**第四百十八條から第九十五條まで** 削除

第二章第三節第六十八款の二の款名を削る。

第二百二條を次のように改める。

第二百二条 削除

第二百二条の二から第二百二条の四までを削る。

第二百四十五条第二項の表第八号から第十五号までを次のように改める。

| | | | |
|----|----------|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 八 | 所長 | 地方機関（第四号及び次号から第十三号までに掲げる地方機関を除く。） | 上司の命を受けて、地方機関の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 九 | 学院長 | 衛生看護学院 | |
| 十 | 場長 | 農業試験場、果樹試験場及び畜産試験場 | |
| 十一 | 館長 | 公文書館 | |
| 十二 | 校長 | 消防学校及び職業能力開発校 | |
| 十三 | 園長 | 千秋学園 | |
| 十四 | 食品加工研究所長 | 総合食品研究センターの食品加工研究所長 | 上司の命を受けて、食品加工研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
| 十五 | 醸造試験場長 | 総合食品研究センターの醸造試験場長 | 上司の命を受けて、醸造試験場の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |

第二百四十五条第二項の表第十六号中「地域振興局の部」を「地域振興局、総合県税事務所、衛生看護学院」に改め、「農林水産技術センターの」を削り、「及び森林技術センター、産業技術センター並びに衛生看護学院」を「森林技術センター及び産業技術センター」に改め、同表中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|----|-----|------------|--|
| 十八 | 支所長 | 総合県税事務所の支所 | 上司の命を受けて、総合県税事務所の支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。 |
|----|-----|------------|--|

第二百四十五条第二項の表中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、同表第二十二号中「農林水産技術センターの」を削り、同号を同表第二十一号とし、同表第二十三号中「農林水産技術センターの」を削り、同号を同表第二十二号とし、同表第二十四号中「水産漁港課及び農林水産技術センターの」を削り、同号を同表第二十三号とし、同表第二十五号を同表第二十四号とし、同条第四項の表第一号中「第三号次長部の項」を「第四号次長部の項」に改め、同表中第十号を削り、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|---|-------|-----------|---|
| 七 | 戦略統括監 | 観光文化スポーツ部 | 上司の命を受けて、観光、文化及びスポーツの振興等に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。 |
|---|-------|-----------|---|

第二百四十五条第四項の表中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|---|-------|-------|---|
| 三 | 技術統括監 | 農林水産部 | 上司の命を受けて、知事が指示する試験研究の統括及び試験研究と普及指導との連携に関する事務をつかさどる。 |
|---|-------|-------|---|

第二百四十五条第四項の表中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げ、第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号を第十六号とし、第十九号を第十七号とし、第二十号を第十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

| | | | |
|----|------------|-----------------|---|
| 十九 | イメージアップ推進監 | 観光戦略課イメージアップ推進室 | 上司の命を受けて、イメージアップ戦略の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。 |
| 二十 | 地域交通対策監 | 交通政策課 | 上司の命を受けて、地域における交通の維持及び利便性の向上に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。 |

第二百四十五条第四項の表第二十一号を次のように改める。

| | | | |
|-----|----------|-------|---|
| 二十一 | 内陸線利用推進監 | 交通政策課 | 上司の命を受けて、秋田内陸縦貫鉄道の利用に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。 |
|-----|----------|-------|---|

第二百四十五条第四項の表中第二十六号を削り、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号中「建設管理課技術管理室」を「技術管理課検査課」に改め、同号を同表第二十五号とし、同表中第二十三号を削り、第二十二号を第二十四号とし、第二十一号の次に次の二号を加える。

| | | | |
|-----|----------|---------|--|
| 二十二 | スポーツ振興監 | スポーツ振興課 | 上司の命を受けて、スポーツの振興に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。 |
| 二十三 | 被災地復興支援監 | 環境整備課 | 上司の命を受けて、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。 |

第二百四十五条第四項の表第二十七号を次のように改める。

| | | | |
|-----|---------|-------|--|
| 二十七 | 施設管理推進監 | 財産活用課 | 上司の命を受けて、県有施設の最過管理及び新たに整備する県有施設の建設費用の縮減に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。 |
|-----|---------|-------|--|

第二百四十五条第四項の表第二十九号中「総合政策課」を「総合政策課観光戦略課」に、「県民文化政策課」を「県民生活課」に、「建設交通政策課」を「建設政策課」に改め、同表の備考三中「健康環境センター、農林水産技術センター」を「総合食品研究センター、健康環境センター、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター及び」に改め、「及び総合食品研究センター」を削り、同条第六項中「第二十四号」を「第二十三号」に改め、「以外の職員（臨時及び非常勤の職員）の下に」（同表第五十四号に掲げる職にあつては、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を加え、「第二項の表第二十五号」を「第二項の表第二十四号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二十三号の改正規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。
(秋田県チーム設置規則の廃止)
- 秋田県チーム設置規則（平成十三年秋田県規則第四十五号）は、廃止する。
(主要農作物種子法施行細則の一部改正)
- 主要農作物種子法施行細則（昭和三十二年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
第六号第二項第二号中「農林水産技術センター農業試験場」を「農業試験場」に改める。
(秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則の一部改正)
- 秋田県種畜の貸付け及び種畜等の譲渡に関する規則（昭和三十五年秋田県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「農林水産技術センター畜産試験場長(以下「畜産試験場長」という。)」を「畜産試験場長」に改める。

(秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例施行規則の一部改正)

- 5 秋田県種畜精液凍結処理等手数料徴収条例施行規則(昭和三十六年秋田県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第四条中「秋田県農林水産技術センター」を「畜産試験場」に改める。

(秋田県河川管理規則の一部改正)

- 6 秋田県河川管理規則(昭和四十年秋田県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「建設交通部河川砂防課」を「建設部河川砂防課」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

- 7 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和三十二年秋田県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八号中「建設交通部建設管理課長」を「建設部建設政策課長」に改める。

(秋田県公舎管理規則の一部改正)

- 8 秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号、第四条第二項及び別表建設交通部長の項中「建設交通部長」を「建設部長」に改める。

(秋田県森林技術センター規則の一部改正)

- 9 秋田県森林技術センター規則(昭和五十二年秋田県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「秋田県農林水産技術センター」を「センター」に改める。

(秋田県水産振興センター条例施行規則の一部改正)

- 10 秋田県水産振興センター条例施行規則(昭和六十年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「秋田県農林水産技術センター」を「秋田県水産振興センター」に改める。

(秋田県農業試験場条例施行規則の一部改正)

- 11 秋田県農業試験場条例施行規則(平成十二年秋田県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「秋田県農林水産技術センターの長(以下「所長」を「試験場の長(以下「場長」に改める。

第三条第二項及び第三項、第四条、第五条並びに第七条中「所長」を「場長」に改める。

(秋田県行政文書管理規則の一部改正)

- 12 秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「あつては」を「あつては、」に改め、「、県税課」を削り、「、農林水産技術センターにあつては組織規則第二百二十七条第一項に規定する総務管理室、企画経営室、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター及び森林技術センター」を「」及び組織規則第十九条の七第一項の規定する支所」に改める。

秋田県総合県税事務所の設置に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十五号

秋田県総合県税事務所の設置に伴う関係規則の整備に関する規則

(秋田県県税条例施行規則の一部改正)

- 第一条 秋田県県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

本則(第四条の三、第六条、第十三条、第二十一条の三、第二十一条の四、第三十七条、第三十九条及び第四十四条の九を除く。)中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第二条第一項及び第三項並びに第三条第二項中「地域振興局に」を「総合県税事務所に」に改める。

第四条の三を削る。

第六条第二項中「知事又は地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第六条の二第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第八条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十五条第二項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十二号とし、第十六号から第四十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十一条の三第一項、第二十一条の四第一項、第三十七条第二項並びに第三十九条第七項及び第八項中「秋田地

域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第四十四条の九中「当該免税証を交付した地域振興局長」を「その旨を総合県税事務所長」に改める。

第四十四条の十第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第四項中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

附則第七項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

様式中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第四号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に、「当地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

様式第六号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に、「地域振興局長は」を「秋田県総合県税事務所長は」に改める。

様式第八号その一中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第十三号中「 知事(地域振興局長)」を「秋田県知事(秋田県総合県税事務所長)」に改める。

様式第十六号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第二十六号中「地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に、「 知事」を「秋田県知事」に改める。

様式第二十八号中「 知事(地域振興局長)」を「秋田県知事(秋田県総合県税事務所長)」に改める。

様式第二十九号中「各地域振興局(北秋田地域振興局については大館事務所)を「秋田県総合県税事務所(秋田県総合県税事務所の支所を含む。)」に改める。

様式第三十号その三及びその五中「秋田県秋田地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第三十四号及び様式第三十四号の二中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第三十六号中「当地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

様式第四十号、様式第四十一号、様式第四十三号、様式第四十四号、様式第四十八号、様式第五十七号、様式第五十九号、様式第六十号、様式第六十三号、様式第六十四号及び様式第六十八号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第七十四号中「地域振興局」を「秋田県総合県税事務所」に、「当地域振興局」を「総合県税事務所」に改める。

様式第七十五号中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第七十七号及び様式第七十八号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第八十一号中「地域振興局長」を「総合県税事務所」に改める。

様式第八十二号中「地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第八十三号中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に、「当地域振興局長」を「総合県税事務所」に改める。

様式第八十四号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第八十六号中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に、「当地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

様式第八十八号及び様式第八十九号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第九十二号中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第九十五号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第九十七号中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第九十五号中「当地域振興局長」を「総合県税事務所」に改める。

様式第九十六号、様式第九十七号、様式第九十二号及び様式第九十五号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第九十三号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に、「地域振興局長が」を「総合県税事務所長が」に改める。

様式第九十二号中「秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第九十三号及び様式第九十四号中「 (知 事) (秋 田 県 知 事) 秋田県 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第九十七号、様式第九十八号及び様式第九十九号中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第九十三号中「秋田県秋田地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

様式第九十五号の四中「 地域振興局長」を「秋田県総合県税事務所長」に改める。

(秋田県県税事務取扱規則の一部改正)

第二条 秋田県県税事務取扱規則(昭和三十九年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第二十七条の五から第二十七条の七まで、第二十七条の九から第二十七条の十一まで、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の四第四項、第四十五条の七、第五十三条、第九十一条及び第百四条を除く。)中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第二十七条の五から第二十七条の七まで、第二十七条の九から第二十七条の十一まで及び第四十一条から第四十二条までの規定中「秋田地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第四十五条の四第四項中「特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第四十五条の七中「条例」を「総合県税事務所長は、条例」に、「地域振興局長は」を「ときは」に改め、「関係地域振興局長及び」を削る。

第五十三条中「当該大規模償却資産の所在地を所管する地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第九十一条第二項中「地域振興局長」を「税務課長又は総合県税事務所長」に改める。

第百四条を次のように改める。

第百四条 削除

第百五条中「一に」を「いずれかに」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第百九条中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とし、第二十六号を第二十二号とし、第二十七号を第二十三号とする。

様式第一号中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所長印」に改める。

様式第二号中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

(秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則の一部改正)

第三条 秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例施行規則(昭和五十一年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則(平成元年秋田県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第二号中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第五条 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百号)の一部を次のように改正する。

様式第二号及び様式第三号中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

(特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十五年秋田県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

様式第一号中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第二号中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所」に、「当該地域振興局長」を「総合県税事務所」に改める。

(秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第七条 秋田県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

様式中「秋田県 県税課長印」を「秋田県総合県税事務所」に改める。

様式第一号、様式第十号及び様式第十二号中「当該地域振興局長」を「総合県税事務所」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第十六号

秋田県公報発行規則の一部を改正する規則

秋田県公報発行規則(昭和二十九年秋田県規則第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(発行の方法)

第六条 公報は、インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用して、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、又は当該情報をその提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により発行するものとする。ただし、事故その他特別の事情によりこれによることができないときは、書面により発行することができる。

第七条及び第八条を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第十七号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年秋田県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「特定非営利活動法人設立認証申請書(様式第一号)のとおり」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 申請者の氏名、住所又は居所及び電話番号
 - 二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所その他の事務所の所在地並びに定款に記載された目的
- 第三条中「(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)」を削る。

第十七条を削り、第十六条中「は、身分証明書(様式第十二号)のとおり」を「の様式は、様式第一号によるもの」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を削る。

第十四条第一項中「第五条第一項」を「第七条第一項」に、「特定非営利活動法人合併認証申請書(様式第十一号)のとおり」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 合併する特定非営利活動法人のそれぞれの名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所その他の事務所の所在地及び電話番号
- 三 定款に記載された目的

第十四条に次の二項を加える。

3 第三条の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第二項の規定による合併の認証に係る公告及び縦覧について準用する。

4 第四条の規定は、法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項の規定による第一項の申請書及び当該申請書に添付された法第三十四条第四項の書類の補正について準用する。この場合において、第四条第一項第一号中「氏名、住所又は居所」とあるのは「名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第十六条第一項」と、「法第十条第一項各号に掲げる」とあるのは「法第三十四条第四項の」と、「第二条第三項」とあるのは「第十六条第二項」と読み替えるものとする。

第十四条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(合併の登記の届出)

第十七条 第五条の規定は、法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の規定による合併の登記の届出について準用する。

第十三条中「清算終了届出書(様式第十号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 特定非営利活動法人の名称
- 二 清算人の氏名、住所及び電話番号

第十三条を第十五条とする。

第十二条中「の申請は、残余財産譲渡認証申請書(様式第九号)を知事に提出して行う」を「を受けようとする清算人は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を知事に提出する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 特定非営利活動法人の名称

二 清算人の氏名、住所及び電話番号

三 譲渡する残余財産の種類、数量等

四 残余財産の譲渡を受ける者

第十二条を第十四条とする。

第十一条第一項中「特定非営利活動法人解散届出書(様式第七号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定非営利活動法人の名称

二 清算人の氏名、住所及び電話番号

三 解散の理由

四 残余財産の処分の方法

第十一条第二項中「清算人就任届出書(様式第八号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定非営利活動法人の名称

二 清算人の氏名、住所及び電話番号

第十一条を第十三条とする。

第十条中「の申請は」を「を受けようとする特定非営利活動法人は」に、「特定非営利活動法人解散認定申請書(様式第六号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書」に、「提出して行う」を「提出する」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

二 残余財産の処分の方法

第十条を第十二条とする。

第九条の見出し中「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、同条第一項中「条例第四条第二項」を「法第三十条」に改め、「請求」の下に「をしようとする者」を加え、「記載して行う」を「記載する」に改め、同条第二項中「条例第四条第二項」を「法第三十条」に改め、「閲覧」の下に「及び謄写」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十条の規定による謄写の請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による請求書を知事に提出するものとする。

一 請求者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに電話番号

二 謄写しようとする書類の種類

第九条に次の一項を加える。

4 条例第六条第二項の謄写に要する費用は、謄写した書類の交付を受けるときに納めるものとする。

第九条を第十一条とする。

第八条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第十条とする。

第七条中「法第二十五条第六項の規定による届出は、特定非営利活動法人定款変更届出書(様式第五号)」を「条例第四条第三項の規則で定める届出書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式」に改め、同条に次の各号を加える。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

二 変更した事項、内容、理由及び年月日

第七条に次の一項を加える。

2 前項の届出書に添付する法第二十五条第六項に規定する定款には、副本一通を添えるものとする。

第七条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第九条 法第二十五条第七項の規定による提出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による提出書によるものとする。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

二 変更した事項

2 前項の提出書には、法第二十五条第七項に規定する登記事項証明書のほか、その写し及び法第二十五条第五項において準用する法第十二条第三項の規定による書面の写しを添えるものとする。

第六条第一項中「法第二十五条第四項の」を「条例第四条第一項の規則で定める」に、「特定非営利活動法人定款変更認証申請書(様式第四号)のとおり」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号

二 変更する事項、内容及び理由

第六条第二項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、「書類」の下に「及び直近の法第二十八条第一項に規定する事業報告書等」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第三条の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第二項の規定による定款の変更の認証に係る公告及び縦覧について準用する。

4 第四条の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項の規定による第一項の申請書及び当該申請書に添付された法第二十五条第四項の書類の補正について準用する。この場合において、第四条第一項第一号中「氏名、住所又は居所」とあるのは「名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地」と、同条第二項中「第二条第一項」とあるのは「第七条第一項」と、「法第十条第一項各号に掲げる」とあるのは「法第二十五条第四項の」と、「第二条第三項」とあるのは「第七条第二項」と読み替えるものとする。

第六条を第七条とする。

第五条中「役員変更等届出書(様式第三号)」を「次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
- 二 理事又は監事の別
- 三 変更した事項、内容、理由及び年月日

第五条に次の二項を加える。

2 前項の届出書に添付する法第二十三条第一項に規定する役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

3 第二条第二項の規定は、法第二十三条第二項の規定により提出する条例第二条第二項各号に掲げる書面について準用する。

第五条を第六条とする。

第四条の見出し中「及び合併」を削り、同条中「(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)」の届出書の様式は、特定非営利活動法人設立(合併)登記完了届出書(様式第二号)のとおり」を「の規定による届出は、特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号を記載した別に定める様式による届出書によるもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の届出書には、法第十三条第二項に規定する書類のほか、法第十二条第三項の規定による書面の写しを添えるものとする。この場合において、法第十三条第二項に規定する書類のうち、登記事項証明書にはその写しを、財産目録には副本一通を添えるものとする。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(申請書等の補正)

第四条 条例第三条第二項の規則で定める申立書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 申立者の氏名、住所又は居所及び電話番号
- 二 補正する書類の種類
- 三 補正の内容及び理由

2 前項の申立書には、当該申立てに係る補正後の第二条第一項の申請書又は当該申請書に添付された法第十条第一項各号に掲げる書類を添えるものとする。この場合において、当該書類が第二条第三項に規定する書類であるときは、それぞれ副本一通を添えるものとする。

本則に次の十条を加える。

(認定の申請)

第十九条 条例第八条の規則で定める申請書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地、電話番号及びファクシミリ番号
- 二 設立年月日
- 三 事業年度の開始及び終了の月日
- 四 過去に受けた認定の有無及び認定を受けたことがある場合にあつてはその有効期間
- 五 過去に認定又は仮認定を取り消された事実の有無及び認定又は仮認定を取り消されたことがある場合にあつてはその年月日
- 六 法第四十五条第一項第一号イからハまでに掲げる基準のうち適合する基準
- 七 現に行っている事業の概要
- 八 主たる事務所以外の事務所の所在地、責任者の役職及び氏名並びに電話番号及びファクシミリ番号

2 前項の申請書に添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類には、副本一通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新の申請)

第二十条 条例第九条の規則で定める申請書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地、電話番号及びファクシミリの番号
 - 二 現に受けている認定の有効期間並びにその満了の日の六月前の年月日及び三月前の年月日
 - 三 事業年度の開始及び終了の月日
 - 四 法第四十五条第一項第一号イからハまでに掲げる基準のうち適合する基準
 - 五 現に行っている事業の概要
 - 六 主たる事務所以外の事務所の所在地、責任者の役職及び氏名並びに電話番号及びファクシミリの番号
- 2 前条第二項の規定は、前項の申請書に添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類について準用する。
- (定款の変更の認証に係る議事録謄本等の提出)
- 第二十一条** 条例第十条の規則で定める提出書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。
- 一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所その他の事務所の所在地及び電話番号
 - 二 変更の内容
 - 三 変更の認証の年月日
 - 四 認定の有効期間
- 2 前項の提出書に添付する法第五十二条第二項に規定する書類には、副本一通を添えるものとする。
- (代表者の氏名の変更の届出)
- 第二十二条** 法第五十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による届出書によるものとする。
- 一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号
 - 二 変更した年月日
 - 三 変更前及び変更後の代表者の氏名及び住所
 - 四 変更の理由
- (役員報酬規程等の提出)
- 第二十三条** 法第五十五条第一項又は第二項の規定により提出する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。
- (役員報酬規程等の閲覧及び謄写)
- 第二十四条** 第十一条の規定は、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。
- (仮認定の申請)
- 第二十五条** 条例第十四条の規則で定める申請書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。
- 一 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地、電話番号及びファクシミリの番号
 - 二 設立年月日
 - 三 事業年度の開始及び終了の月日
 - 四 現に行っている事業の概要
 - 五 主たる事務所以外の事務所の所在地、責任者の役職及び氏名、電話番号並びにファクシミリの番号
- 2 第十九条第二項の規定は、前項の申請書に添付する法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類について準用する。
- (認定特定非営利活動法人等に関する規定の準用)
- 第二十六条** 第二十一条の規定は、条例第十五条において準用する条例第十条の規則で定める提出書及びこれに添付する書類について準用する。
- 2 第二十二條の規定は、法第六十二条において準用する法第五十三条第一項の規定による届出について準用する。
- 3 第二十三條の規定は、法第六十二条において準用する法第五十五条第一項又は第二項の規定による提出について準用する。
- 4 第十一条の規定は、法第六十二条において準用する法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。
- (合併についての認定の申請)
- 第二十七条** 条例第十六条第一項の規則で定める申請書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。
- 一 認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びファクシミリの番号
 - 二 認定の年月日及び有効期間
 - 三 事業年度の開始及び終了の月日
 - 四 法第六十三条第五項において準用する法第四十五条第一項第一号イからハまでに掲げる基準のうち適合する基準
 - 五 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びファクシミリの番号
 - 六 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びファク

シミリの番号

2 条例第十六条第二項の規則で定める申請書の様式は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

- 一 仮認定特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びフアクシミリの番号
- 二 仮認定の年月日及び有効期間
- 三 事業年度の開始及び終了の月日
- 四 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びフアクシミリの番号
- 五 合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地、電話番号及びフアクシミリの番号

(検査職員的身分証明書)

第二十八条 法第六十四条第一項又は第二項の認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、様式第二号によるものとする。

様式第一号から様式第十一号までを削り、様式第十一号中「第16条」を「第18条」に改め、「(B8判)」を削り、同様式(裏面)中「が法令」を「(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令」に、「書面を」を「書面を、あらかじめ」に、「第一項」を「第1項」に改め、同様式を様式第一号とし、同様式の次に次の様式を加える。

様式第2号 身分証明書(第28条関係)

(表面)

第 号

身 分 証 明 書

職 氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、特定非営利活動促進法第64条第1項又は第2項の規定により認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の検査を行う職員であることを証明します。

年 月 日

秋田県知事



(裏面)

特定非営利活動促進法 抜粋
(報告及び検査)

- 第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。
- (報告及び検査)

第41条 略

2 略

- 3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十八号

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第三十九条第二項の規定に基づき職を定める規則（昭和四十年秋田県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二号及び第三号中「所長」の下に「、副所長」を加える。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十九号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の各号」を削り、「当該各号」を「別」に改め、同項第一号中「様式第一号」を削り、同項第二号中「様式第二号」を削り、同項第三号中「様式第三号」を削り、同条第三項第一号中「(様式第四号)」を削り、同項第二号中「がけ」を「崖」に改める。

第四条第二項中「(様式第五号)」を削る。

第五条第一項中「(様式第六号)」を削る。

第七条中「(様式第七号)」を削る。

第九条中「(様式第八号)」を「別記様式」に改める。

第十四条の二中「(様式第九号)」を削る。

第十五条第三項中「(様式第十号)」を削る。

第二十四条中「の各号」を削り、「の処理区域及び同法第四条の規定により事業計画の認可を得た」を「に規定する処理区域及び同法第四条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による事業計画に定められた同法第五条第一項第一号の」に、「同号の」を「同法第二条第八号に規定する」に改める。

第二十五条第一項中「秋田市」の下に「及び横手市」を加える。

第二十八条中「法、基準条例」を「法、省令、基準条例」に改める。

別表第一(四)項中

| | |
|-----|-----------------------|
| 美郷町 | (四)項に掲げる地域を除く地域 |
| 横手市 | (四)項及び(五)項に掲げる地域を除く地域 |

を

| | |
|-----|----------------|
| 美郷町 | (四)項に掲げる地域を除く地 |
|-----|----------------|

域

に改め、同表(四)項中

| | |
|-----|--|
| 美郷町 | 六郷東根、国有林地域 |
| 横手市 | 増田町、山内筏、山内大沢、山内大松川 (五)項に掲げる地域を除く。)、山内小松川、山内土淵、山内平野沢 |

を

| | |
|-----|-----|
| 美郷町 | 六郷東 |
|-----|-----|

根、国有林地域

に改め、同表(五)項中

| | |
|-----|--|
| 仙北市 | 田沢湖玉川 田沢湖生保内のうち字生保内国有林 田沢湖田沢のうち字岩ノ目、字小沢、字長宿、字鳩ノ湯、字宝仙台 西木町上桧木内のうち字何久保、字川久保、字桁沢、字駒石台、字坂本、字杉沢口、字田苗代、字峠下、字鳥屋森、字西上戸沢、字西下戸沢、字東上戸沢、字東下戸沢、字松沢、字粳内、字福田 |
| 横手市 | 山内黒沢、山内南郷、山内三又山内大松川のうち字外山、字福万、国有林地域 |

を

| | |
|-----|--|
| 仙北市 | 田沢湖玉川 田沢湖生保内のうち字生保内国有林 田沢湖田沢のうち字岩ノ目、字小沢、字長宿、字鳩ノ湯、字宝仙台 西木町上桧木内のうち字何久保、字川久保、字桁沢、字駒石台、字坂本、字杉沢口、字田苗代、字峠下、字鳥屋森、字西上戸沢、字西下戸沢、字東上戸沢、字東下戸沢、字松沢、字粳内、字福田 |
|-----|--|

に改める。

別表第二の三の項中「秋田市」の下に「及び横手市」を加える。
 様式第一号から様式第七号までを削る。
 様式第八号中「公文書毀棄罪」を「公文書毀棄罪」に改める。
 様式第九号及び様式第十号を削り、様式第八号を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

訓 令

秋 田 県 訓 令 第 二 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務の職員の給与等に関する規程（昭和四十年秋田県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表農用機械機具操作手当の項中「農林水産技術センター、農業研修センター」を「農業研修センター、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、森林技術センター」に改め、同表廃鶏処理作業手当の項中「農林水産技術センター」を「畜産試験場」に、「所長」を「場長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

秋 田 県 訓 令 第 三 号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程（昭和五十六年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「及び秋田県チーム設置規則（平成十二年秋田県規則第四十五号）第二条に規定するチーム」及び「及びチーム」を削る。

別表本庁の課長等印の項中

| |
|----------------|
| 県 ○ 長 |
| 田 ○ 田 ○ 長、一 |
| 秋 ○ 課 (センター長、一 |
| 室 (ルーム長) |

を

| |
|---------------|
| 県 ○ 長 |
| 田 ○ 田 ○ 長、 |
| 秋 ○ 課 (センター長、 |
| 室 (室長) |

に改め、同表地方機関の長等印の項中

| | | | |
|----|--|------------|--|
| 楷書 | 県 域 長 田 ○ 地 局 秋 ○ 興 振 | 二ニミリメートル平方 | 地域振興局県税部長 地域振興局総務企画部県税課長 |
| 楷書 | 県 域 長 田 ○ 地 局 部 長 秋 ○ 興 振 | 二ニミリメートル平方 | 地方振興局の部長 |
| 楷書 | 県 産 ン 長 田 水 七 所 秋 農 林 術 一 技 術 セ ン タ ー | 二ニミリメートル平方 | 農林水産技術センター総務管理室長 農林水産技術センター果樹試験場長 農林水産技術センター畜産試験場長 農林水産技術センター水産振興セン |

を

| | |
|----|-----------------------------|
| 楷書 | 県 域 長 田 ○ 地 局 秋 ○ 興 振 |
| 楷書 | 県 域 税 長 田 県 所 秋 合 務 事 |

| | | |
|--|--|----------------------------------|
| | | ター所長 農林水産技術センター森林技術セン ター所長 |
|--|--|----------------------------------|

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 二一ミリメートル平方 | 地域振興局の部長 |
| 二一ミリメートル平方 | 総務部税務課長 総合県税事務所長 総合県税事務所支所長 |

に改め、同表その他の印の項中

| | |
|------------------|--------------------|
| 楷 ^か 書 | 秋 地 田 域 振 興 |
| 楷 ^か 書 | 秋 田 地 域 振 興 局 長 |

| | | |
|-------|------------|-----------------------------|
| 局長 | 二一ミリメートル平方 | 総務企画部税務課長 |
| 納税証明用 | 一八ミリメートル平方 | 地域振興局県税部長 地域振興局総務企画部県税課長 |

を

| | | |
|------------------|-----------------------------------|----------|
| 楷 ^か 書 | 秋 田 県 税 務 所 総 務 課 納 税 証 明 用 | 一八ミリメートル |
|------------------|-----------------------------------|----------|

| | |
|----|------------------------|
| 平方 | 総合県税事務所長 総合県税事務所支所長 |
|----|------------------------|

に、「建設交通部建築住宅課長」を「建設部建築住宅課長」に改め、同

表の備考第三号中「課、」を「課並びに」に改め、「並びに秋田県チーム設置規則第二条に規定するチーム」を削り、同表の備考第四号中「農林水産技術センター農業試験場長、農林水産技術センター果樹試験場長、農林水産技術センター畜産試験場長、農林水産技術センター水産振興センター所長、農林水産技術センター森林技術センター所長、」を削り、同表の備考第五号を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

公 時 令 業 組 織 規 程

秋田県公営企業組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県公営企業組織規程の一部を改正する規程

第一条 秋田県公営企業組織規程（昭和三十七年秋田県公営企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表に次の一号を加える。

| | | | |
|---|-------|-----|----------------------------------|
| 十 | 技 能 員 | 事務所 | 上司の命を受けて、相当の経験を必要とする機械操作業務に従事する。 |
|---|-------|-----|----------------------------------|

第九条第四項中「及び第二項の表に掲げる職」を「第二項の表の第一号から第九号までに掲げる職及び前項の班長」に改め、「第九号に掲げる職」の下に「並びに第二項の表の第十号に掲げる職」を、「単純労務の職員（臨時及

び非常勤の職員」の下に「(同号に掲げる職にあつては、同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を加える。

第二条 秋田県公営企業組織規程の一部を次のように改正する。

第九条第二項の表中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

| | | | |
|---|-------|-------|---|
| 六 | 副 所 長 | 事 務 所 | 所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。 |
|---|-------|-------|---|

第九条第四項中「第九号まで」を「第十号まで」に、「第十号」を「第十一号」に改める。

附 則

- 1 この規程中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は平成二十四年四月一日から施行する。
(秋田県企業職員給与規程の一部改正)
- 2 秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。
別表第六班長(公営企業課に置かれる班に係るものに限る。)の項中「限る。」の下に「及び副所長」を加える。

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第二号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の三第一項中「基づき」の下に「地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十四年総務省令第六号)第一条の規定による改正前の」を加える。

第二百条を次のように改める。

(処分)

第二百条 課長及び地方公所の長は、前条の規定により不用の決定をした固定資産については、解体によつて使用できる部分を除き、売却の手続を執らなければならない。ただし、買受人がないとき、売却の費用が売却金額を超えるとき、又は売却が不相当と認めるときは、これを廃棄することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

| | | |
|------|----------------|--|
| 発行者 | 秋 田 県 | 秋田市山王四丁目1番1号 |
| 購読料金 | 一ヶ月3,675円(税込み) | |
| 印刷所 | 株式会社 松原印刷社 | 秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/ |
| 印刷者 | 松原 巧 | 秋田市山王七丁目5番29号 |